

## 家畜伝染病予防法の一部改正について

昨年の宮崎県における口蹄疫や、全国的な高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえ、今年 4 月に家畜伝染病予防法が改正され、10 月 1 日より施行されました。

これにより、飼養者（所有者）においては、守らなければならない飼養衛生管理基準と定期的な報告が規定されました。

後日、パンフレット、定期報告書の様式が送付されますが、取り急ぎお知らせしますので、取り組みをお願いします。

### <馬の飼養衛生管理基準の重要ポイント>

#### 1 家畜防疫に関する最新情報の把握

- ・馬の伝染性疾病発生予防などの情報

#### 2 衛生管理区域の設定（次ページを参照して下さい）

#### 3 衛生管理区域への病原体持ち込み防止

- ・衛生管理区域出入口への看板設置など
- ・区域侵入車両の消毒実施
- ・区域及び厩舎立入り者の靴等の消毒

#### 4 野生動物等からの病原体の感染防止

#### 5 衛生管理区域の衛生状態の確保

- ・厩舎施設及び器具の定期的清掃、消毒

#### 6 馬の健康観察と異状確認時の対処

- ・毎日の健康観察
- ・感染ルートの早期特定のため、馬の導入移動、健康観察等に関する記録を作成、保存
- ・馬導入時の一定期間の隔離飼養

#### 7 大規模農場に関する追加措置

- ・200 頭以上飼養の牧場は担当獣医師を定め、定期的に健康管理指導を受ける



牧場出入口の立看板、消毒帯

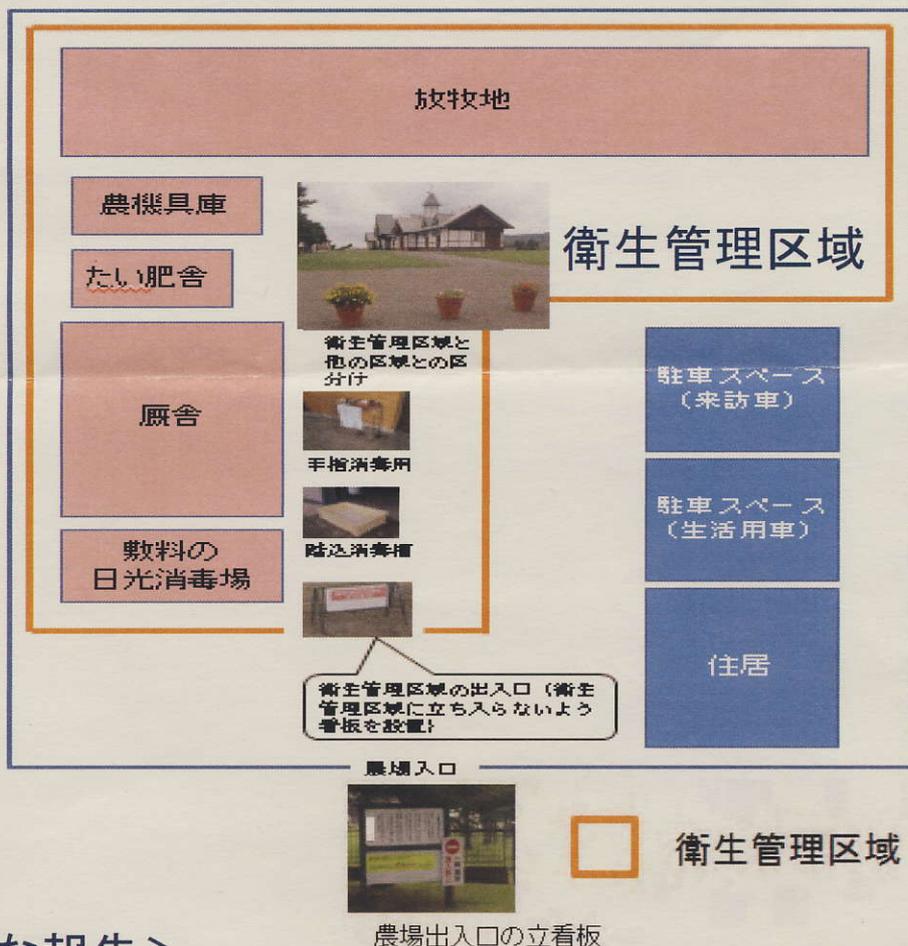


厩舎出入口の踏み込み消毒槽

## ○衛生管理区域の設定

衛生管理区域を設定し、居住スペースとの境界がわかるようにし、飼養馬が外部から持ち込まれる病原体と不必要な接触をしないためです。

(例)



## <定期的な報告>

馬の飼養者は、毎年2月1日現在の飼養状況を都道府県まで報告しなければなりません。報告の内容と期日は次のとおりです。

### 【報告内容】

- ア) 飼養している馬の頭数
- イ) 畜舎数
- ウ) 飼養衛生管理基準の遵守状況
- エ) 農場の平面図など

※ 但し、飼養頭数が1頭の場合は(ア)のみで良い。

### 【報告期日】

平成23年は、(ア)と(イ)についてのみ、12月15日までに報告。

### 【平成24年以降】

毎年4月15日までに報告



### 【連絡先】

北海道日高家畜保健衛生所

〒056-0003

日高郡新ひだか町静内旭町2丁目88番地の5

TEL0146-42-1333、FAX0146-42-0542